

令和7年度 枕崎市結婚新生活支援事業

新婚生活を応援します！



家賃や引越費用の
補助があるんだって！



令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されている世帯で、以下の世帯の要件に該当する場合に補助を受けることができます。

概要

どんな世帯が
対象なの？

次の①～④の要件を全て満たす世帯です。

- ①令和7年1月以降、婚姻を機に市内の住居を購入・リフォーム・賃借し、当該住居の住所に住んでいる世帯
- ②ご夫婦の所得を合わせて500万円未満の世帯
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除します。
- ③ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④ご夫婦ともに市税等の滞納がない世帯

どんな費用が
対象なの？

※令和7年4月1日
から令和8年3月31
日に支払った費用

・新居の住居費

- ㉞新居の購入費
- ㉟新居のリフォーム費用
- ㊱新居の家賃3ヶ月分、敷金・礼金、共益費、仲介手数料

・新居への引越費用

- ㊲引越業者や運送業者に支払った引越費用

いくら補助を
受けられるの？

㉞～㊲を合わせて1世帯あたり上限30万円です。
(夫婦ともに29歳以下の場合、1世帯あたり上限60万円になります。)

申請期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日

【お問合せ先(申請窓口)】

枕崎市役所 企画調整課政策推進係

枕崎市千代田町27番地 0993-76-1090



補助対象要件チェックシート

チェック欄	対象要件（下記のすべてに該当していること）
<input type="checkbox"/>	令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を受理されている
<input type="checkbox"/>	婚姻届を受理された日における夫婦の双方が39歳以下である
<input type="checkbox"/>	夫婦の前年の所得を合算した額が500万円未満である ※貸与型奨学金を返済している場合は、年間返済額を当該年度の所得から控除できます。
<input type="checkbox"/>	枕崎市に居住し住民票の登録があること
<input type="checkbox"/>	他の公的制度による家賃補助を受けていないこと
<input type="checkbox"/>	世帯全員が市税等を滞納していないこと
<input type="checkbox"/>	過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと
<input type="checkbox"/>	世帯全員が暴力団員でないこと

提出書類チェックシート

チェック欄	提出書類（申請時にすべての書類がそろっているかご確認ください）
	【共通して必要な書類】
<input type="checkbox"/>	補助金交付申請書（様式第1号※）
<input type="checkbox"/>	婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本
<input type="checkbox"/>	世帯全員の住民票
<input type="checkbox"/>	夫婦の所得証明書（令和6年分）
<input type="checkbox"/>	世帯全員の市税の未納がないことがわかる書類
<input type="checkbox"/>	請求書（様式第4号※）
	【住居を取得した場合】
<input type="checkbox"/>	売買契約書の写し
<input type="checkbox"/>	取得費用の領収書の写し
	【住宅をリフォームした場合】
<input type="checkbox"/>	工事請負契約書の写し
	【住居を賃貸借した場合】
<input type="checkbox"/>	賃貸借契約書の写し
<input type="checkbox"/>	住宅手当支給証明書（様式第2号※）
<input type="checkbox"/>	家賃を支払ったことがわかるもの（領収書または口座引き落としの場合は通帳など）の写し
	【引越の場合】
<input type="checkbox"/>	引越費用がわかる領収書の写し
	【該当する場合】
<input type="checkbox"/>	貸与型奨学金の返済額がわかる書類
<input type="checkbox"/>	離職している場合は、離職を確認できる書類

※様式については枕崎市ホームページから印刷できるほか、企画調整課に備え付けてあります。